

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正

令和5年8月2日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第1912257号-7。以下「保安措置ガイド」という。）の改正案に関する意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、保安措置ガイドの改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和5年度第14回原子力規制委員会（令和5年6月7日）において、保安措置ガイドの改正案への意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に準じた方法により任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期間：令和5年6月8日から同年7月7日まで（30日間）
- (2) 方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：5件¹

4. 提出意見に対する考え方等

提出意見に対する考え方について、別紙1のとおり了承いただきたい。

5. 保安措置ガイドの改正

提出意見等を踏まえて修正を行った保安措置ガイドの改正について、別紙2のとおり決定いただきたい。施行日は委員会決定の日とし、速やかにホームページに掲載したい。

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは1件であった。

6. 今後の予定

保安措置ガイドの改正後、政令第 41 条非該当使用者²及び核原料物質使用者に対し、説明会の実施等により周知する。

<資料一覧>

- 別紙 1 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）についての提出意見及び考え方（案）
- 別紙 2 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）
- 参考 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について（案）の変更箇所（見え消し）

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者をいう。

別紙 1

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

(案) についての提出意見及び考え方

令和 5 年〇月〇日

整理番号	提出意見	考え方
1	<p>2. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定（使用規則第2について校正等は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。</p> <p>> 原子力分野はあまり詳しくありませんが、測定系の実務分野において認定を受けていない機関による校正なんて意味があるのでしようか？ オレオレ詐欺と変わらないのでは？</p> <p>> よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。</p> <p>望ましいという生ぬるい表現になっているのはなぜでしょうか？ 原子力業界被爆管理を考えたら確認は必須ではないでしょうか？ 原子力業界の体質を考えたら、少なくとも必須にしておかないと喜んで手抜きすると思います。</p> <p>> 校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく壊れていたら記録していても、なんにもならないと思いますが。自主性にまかせるのでなくきちんと年数を科学的に定めるべきでは？</p>	<p>御指摘の「2. 管理区域〜求めるものではない」との記載について、非該当使用者等¹の施設では、測定に用いる放射線測定器が多様多様であり、測定目的や対象に応じて必要な精度が異なります。例えば、JIS に適合する線源等を用いた確認校正等で、その方法が測定目的や対象に照らし、必要な精度に対応するものであることを説明できる場合には、適切な運用と考えられます。</p> <p>御指摘の「確認することが望ましい。」と記載した理由は、非該当使用者等によって、保有する核燃料物質や核原料物質の利用形態が異なるためです。例えば、日常的に使用している施設と密封状態で保管だけを行っている施設とでは状況が異なることから、非該当使用者等が自らの施設の状況を踏まえて取り組んでいただく際の例として記載したものです。</p> <p>また、校正等の頻度についても上記と同様の考え方により記載したものです。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p> <p>なお、非該当使用者等において施設の状況を踏まえて、校正等が適切に運用されているか否かを、今後、原子力規制検査において確認していきます。</p>
2	(1) 施行日について	<p>今般のガイド改正は、核燃料物質の使用等に関する</p>

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第52条第1項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条各号に該当する核燃料物質を使用しない者及び同法第57条の7第3項に規定する核原料物質使用者をいう。

	<p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の「放射線測定信頼性確保」の改正（施行日（10月1日））と同じ内容と考えている。現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて準備を進めているため、本ガイド施行日も10月1日に合わせて頂きたい。</p>	<p>規則（昭和32年総理府令第84号）及び核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）に規定されている放射線測定器の機能維持等に係る考え方の例を示したものであり、経過措置期間を設ける必要はないと考えています。なお、改正内容に対する理解が必要であることに鑑み、本ガイドの改正後に、非該当使用者等に対する説明資料を郵送したのち、説明会の場で質疑応答を行っていきまます。さらに、担当する検査官により検査のばらつきが出ないよう検査官の教育を行ったうえで適用することとします。</p>
3	<p>(1) 施行日について</p> <p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」(施行日（2023年10月1日）)の第20条 測定信頼性確保に関する改正と同じ内容と考えている。</p> <p>現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて鋭意準備を進めているため、もし上位である施行規則が改正される前に本ガイドが改正されると、現場に混乱を招く恐れがある。</p> <p>そのため、本ガイド施行日を同施行規則に合わせて10月1日に合わせて頂きたい。</p>	
4	<p>(1) 施行日について</p> <p>・本ガイドの改正は、「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の「放射線測定信頼性確保」の改正（施行日（10月1日））と同じ内容と考えている。</p> <p>現在、10月1日の同施行規則の改正に合わせて準備を進めているため、本ガイド施行日も10月1日に合わせて頂きたい。</p>	
5	<p>・4枚目の改正後欄の最下行から2行上「掲げる」は「該当する」のほうがよい。政令第41条の条文のとおりに。</p>	<p>御意見を踏まえ、「各号に掲げる」を「各号に該当する」に修正します。</p>
6	<p>・4枚目の改正後欄の最下行から5行上の下線部分「。」の改正内</p>	<p>「。」のあとに「非該当使用者（法第52条第1項の許</p>

	<p>容は何か？</p>	<p>可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第41条各号に該当する核燃料物質を使用しない者をいう。以下同じ。)及び核原料物質使用者(以下「非該当使用者等」という。)における放射線測定信頼性確保の考え方の例を参考1に示す。」を追記したことが改正内容です。</p>
7	<p>・8枚目の改正後欄の最下行から5行上「人」と、9枚目の改正後欄の8行目「者」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「者」に修正します。</p>
8	<p>・9枚目の改正後欄の最下行から2行上「校正等」の「等」は、校正以外の何を含むのか？</p>	<p>校正のほか、放射線測定器が有する機能及び期待される性能を維持していることを確認する点検を含みます。具体的には、可搬型の放射線測定器の場合、当該測定器が有するチェック機能による動作確認、製造者等による検出部や計測回路が機能することの確認等が該当します。</p>
9	<p>・10枚目の改正後欄の8行目「毎年」について：頻度ではなくて周期(間隔期間)について言及すべきではないか？</p>	<p>本ガイドは頻度を意図して記載しているため、原案のとおりとします。</p>

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき</u>使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p>令和元年 12 月 原子力規制委員会 (最終改正：令和 年 月 日)</p>	<p><u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</u></p> <p>令和元年 12 月 原子力規制委員会 (最終改正：令和 3 年 7 月 30 日)</p>

<p>I. 目的</p> <p>本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、<u>原子力事業者等（法第57条の8に規定する原子力事業者等という。以下同じ。）及び核原料物質使用者（法第57条の7第3項に規定する核原料物質使用者という。以下同じ。）における、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づくこれらの検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</u></p> <p>なお、<u>使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものである。</u></p>	<p>I. 目的</p> <p>本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、<u>表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</u></p> <p>なお、<u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。</u></p>
<p>V. 放射線管理</p> <p>1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等</p> <p>管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措</p>	<p>V. 放射線管理</p> <p>1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等</p> <p>管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措</p>

<p>置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。</p> <p>管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。</p> <p>管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。</p> <p>原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。</p> <p>周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。</p> <p>また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。</p>	<p>置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。</p> <p>管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。</p> <p>管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。</p> <p>原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。</p> <p>周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。</p> <p>また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。</p>
<p>非該当使用者（<u>法第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当する核燃料物質を使用しない者</u>をいう。以下同じ。）及び核原料物質使用者（以下「非該当使用者等」という。）における放射線測定<u>の信頼性確保の考え方の例を参</u></p>	

<p><u>考1</u>に示す。</p> <p>2. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2.に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p><u>非該当使用者の施設管理の例</u>について<u>参考2</u>に示す。</p> <p>表1 <u>事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表</u> (規則名は付表)</p>	<p>2. (略)</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第2項)</p> <p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2.に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p><u>使用者 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年政令第324号。以下「令」という。)) 第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。</u>の施設管理の例について<u>参考</u>に示す。</p> <p>表1 <u>原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表</u> (規則名は付表)</p>
--	---

	(略)	試験炉	(略)	核原料使用	(略)	試験炉	(略)	核原料使用
使用前事業者 検査の実施	第3条の2の3	第3条の2の3	使用前事業者 検査の実施	-	(略)	第3条の2の3	(略)	-
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
管理区域への 立入制限等	第7条	第7条	管理区域への 立入制限等	第2条第2号 ～第4号	(略)	第7条	(略)	第2～4号
線量等に關す る措置	第8条	第8条	線量等に關す る措置	第2条第5号	(略)	第8条	(略)	第5号
放射性物質の 汚染状況等の 測定	-	-	放射性物質の 汚染状況等の 測定	第2条第6号 ～第9号	(略)	-	(略)	第6～9号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
運転・操作・使 用	第11条	第11条	運転・操作・使 用	第2条第1号、 第2号及び第 10号	(略)	第11条	(略)	第1、2、10号
工場又は事業 所での運搬	第12条	第12条	工場又は事業 所での運搬	第2条第12号	(略)	第12条	(略)	第12号
貯蔵	第13条	第13条	貯蔵	第2条第13号	(略)	第13条	(略)	第13号
工場又は事業 所での廃棄	第14条	第14条	工場又は事業 所での廃棄	第2条第11号 及び第11号の 2	(略)	第14条	(略)	第11号、第11 号の2

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	(略)
研究開発段階発電用原子炉施設	(略)
実用炉施設	(略)
使用済燃料貯蔵施設	(略)
再処理施設	(略)
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	(略)
使用施設等	(略)

表 3 ～表 6 (略)

別記 1 ～別記 3 (略)

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	(略)
研究開発段階原子炉に係る発電用原 子炉施設	(略)
実用発電用原子炉に係る発電用原 子炉施設	(略)
使用済燃料貯蔵施設	(略)
再処理施設	(略)
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	(略)
使用施設等	(略)

表 3 ～表 6 (略)

別記 1 ～別記 3 (略)

<p><u>(参考1)</u></p> <p><u>非該当使用者等における放射線測定の情報性確保の考え方の例</u></p> <p>1. <u>放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の6第2号イ及び核燃料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号。以下「核原規則」という。）第2条第7号イに係る測定）に係る認定機関への委託等について</u></p> <p><u>放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定に当たっては、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「ISO/IEC 17025」という。）」に規定される能力を満たす者又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定とする。具体的には以下の測定である。</u></p> <p><u>① 非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

②非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定

③ ①及び②に掲げる測定のほか、これらと同等の品質を確保して行う測定（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

2. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第1号及び核原規則第2条第6号に係る測定）、放射線業務従事者の人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定（使用規則第2条の11の6第2号ハ及び核原規則第2条第7号ハに係る測定）、放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第3号及び核原規則第2条第8号に係る測定）に係る放射線測定器の校正等について

校正等は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。なお、外部の機関に校正等を委託する場合であっても、法令に基づき、非該当使用

者等が、校正等により放射線測定器の機能を維持することが求められている。よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。確認の方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約等で委託する校正等の実施に係る確認事項を定め、それらの実施状況を記録等により確認することなどが考えられる。

校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく、測定の目的及び対象に応じた必要な精度を確保できるよう、計画的に実施することが望ましい。

なお、これらの放射線測定信頼性確保等に係る記録については、法令に定める測定に関する記録の保存期間を考慮し、保存期間を設定することが望ましい。

(参考2)

非該当使用者の施設管理の例

(略)

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

(略)

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表
 (下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき</u>使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p>令和元年 12 月</p> <p>原子力規制委員会</p> <p>(最終改正：令和 年 月 日)</p>	<p><u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド</u></p> <p>令和元年 12 月</p> <p>原子力規制委員会</p> <p>(最終改正：令和 3 年 7 月 30 日)</p>

<p>I. 目的</p> <p>本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、<u>原子力事業者等（法第57条の8に規定する原子力事業者等という。以下同じ。）及び核原料物質使用者（法第57条の7第3項に規定する核原料物質使用者という。以下同じ。）における、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づくこれらの検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</u></p> <p>なお、<u>使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものである。</u></p>	<p>I. 目的</p> <p>本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、<u>表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</u></p> <p>なお、<u>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、本ガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。</u></p>
<p>V. 放射線管理</p> <p>1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等</p> <p>管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があるが、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措</p>	<p>V. 放射線管理</p> <p>1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等</p> <p>管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があるが、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措</p>

<p>置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。</p> <p>管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。</p> <p>管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。</p> <p>原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。</p> <p>周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。</p> <p>また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。</p>	<p>置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。</p> <p>管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。</p> <p>管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。</p> <p>原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。</p> <p>周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。</p> <p>また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。</p>
<p>非該当使用者（法第 52 条第 1 項の許可を受けた者のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に該当するに掲げる核燃料物質を使用しない者をいう。以下同じ。）及び核原料物質使用者（以下「非該当使用者等」という。）における放射線測定の信頼性確保の考え方</p>	

の例を参考 1 に示す。

2. (略)

VI. 施設管理

1. ～6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第 2 項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表 5 に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針を VI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考 2 に示す。

表 1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表 (規則名は付表)

2. (略)

VI. 施設管理

1. ～6. (略)

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映 (第 2 項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表 5 に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針を VI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。)) 第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。の施設管理の例について参考 3 に示す。

表 1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表 (規則名は付表)

	(略)	試験炉	(略)	核原料使用	(略)	試験炉	(略)	核原料使用
使用前事業者 検査の実施		<u>第3条の2の3</u>		-		<u>第3条の2の3</u>		-
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)
管理区域への 立入制限等		第7条		<u>第2条第2号 ～第4号</u>		第7条		<u>第2～4号</u>
線量等に關す る措置		第8条		<u>第2条第5号</u>		第8条		<u>第5号</u>
放射性物質の 汚染状況等の 測定		-		<u>第2条第6号 ～第9号</u>		-		<u>第6～9号</u>
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)
運転・操作・使 用		第11条		<u>第2条第1号、 第2号及び第 10号</u>		第11条		<u>第1、2、10号</u>
工場又は事業 所での運搬		第12条		<u>第2条第12号</u>		第12条		<u>第12号</u>
貯蔵		第13条		<u>第2条第13号</u>		第13条		<u>第13号</u>
工場又は事業 所での廃棄		第14条		<u>第2条第11号 及び第11号の 2</u>		第14条		<u>第11号、第11 の2</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	(略)
研究開発段階発電用原子炉施設	(略)
実用炉施設	(略)
使用済燃料貯蔵施設	(略)
再処理施設	(略)
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	(略)
使用施設等	(略)

表 3 ～表 6 (略)

別記 1 ～別記 3 (略)

表 1 付表 (略)

表 2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

加工施設	(略)
試験研究用等原子炉施設	(略)
研究開発段階原子炉に係る発電用原 子炉施設	(略)
実用発電用原子炉に係る発電用原 子炉施設	(略)
使用済燃料貯蔵施設	(略)
再処理施設	(略)
特定第一種廃棄物埋設施設、 特定廃棄物管理施設	(略)
使用施設等	(略)

表 3 ～表 6 (略)

別記 1 ～別記 3 (略)

<p style="text-align: center;"><u>(参考1)</u></p> <p><u>非該当使用者等における放射線測定の情報性確保の考え方の例</u></p> <p>1. <u>放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の6第2号イ及び核燃料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号。以下「核原規則」という。）第2条第7号イに係る測定）に係る認定機関への委託等について</u></p> <p><u>放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定に当たっては、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（以下「ISO/IEC 17025」という。）」に規定される能力を満たす者大又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定とする。具体的には以下の測定である。</u></p> <p><u>① 非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定</u></p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

②非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定

③ ①及び②に掲げる測定のほか、~~これら非該当使用者等が、上記と同等の品質を確保して行う測定~~（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

2. 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第1号及び核原規則第2条第6号に係る測定）、放射線業務従事者の人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定（使用規則第2条の11の6第2号ハ及び核原規則第2条第7号ハに係る測定）、放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定（使用規則第2条の11の6第3号及び核原規則第2条第8号に係る測定）に係る放射線測定器の校正等について

校正等は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。なお、外部の機関に校正等を委託する場合であっても、法令に基づき、非該当使用

者等が、校正等により放射線測定器の機能を維持することが求められている。よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。確認の方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約等で委託する校正等の実施に係る確認事項を定め、それらの実施状況を記録等により確認することなどが考えられる。

校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく、測定の目的及び対象に応じた必要な精度を確保できるよう、計画的に実施することが望ましい。

なお、これらの放射線測定信頼性確保等に係る記録については、法令に定める測定に関する記録の保存期間を考慮し、保存期間を設定することが望ましい。

(参考2)

非該当使用者の施設管理の例

(略)

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

(略)